

第62回世羅町商工会通常総代会を開催

5月20日(金)15時より、世羅町甲山農村環境改善センター多目的ホールにおいて、56名の出席(本人出席30名、代理人出席3名、委任状出席23名)により、第62回世羅町商工会通常総代会が開催されました。

新型コロナの影響が長引く中ではありますが、今年度の総代会は3年ぶりに一堂に会しての開催となり、提出された4議案について審議され、すべての議案について原案通り承認されました。総代会議案書を本会報に同封しておりますので、ご確認ください。

議案審議の後は、ご多用の中ご臨席いただいた13名のご来賓の皆様へ華を添えていただき、衆議院議員 小島敏文様(代理 小島事務所 岡田 照史 事務局長)、奥田正和町長ほか5名から祝辞を頂戴し、世羅町行政と商工会の連携を一層緊密にすることで、地域の商工業者の皆様の支援をより手厚く行っていくよう激励・エールをいただきました。



商工会長あいさつ(抜粋)

2020年春からの新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、我々地域に生きる中小企業・小規模事業者の経営環境を取り巻く厳しさは日々、増えています。

その中で令和3年度においては、国や県が実施する各種支援制度の活用・申請支援に加え、世羅町行政のご理解による独自の支援金制度の創設・運用により、売上減少に苦しむ管内事業所の支援に重点的に取り組みました。その結果、当会の支援件数は広島県内でも有数の実績となり、商工会の地域における存在感を十分に発揮できたと感じております。

一方で、新型コロナ関連諸施策の活用支援を最重点に取り組んだ結果として、令和3年度からスタートした第二期経営発達支援計画事業においては当初の目的を達成することが出来ませんでした。

現在も新型コロナの影響が尾を引いている状況ではありますが、反省すべきは反省し、令和4年度においては支援金等の「守り」の支援と小規模事業者持続化補助金やものづくり補助金などの補助金の活用による「攻め」の支援をバランスよく実施することで、地域内商工業者の事業の継続・発展に向けて取り組んで参ります。

会員の皆様におかれましては何かお困りごとがございましたらお気軽に商工会へご相談くださいますようお願い申し上げます。

世羅町商工会
会長 玉浦 洋明



商業部会

商業部会(橋本拓史部会長)は4月12日に幹事会を開催し、令和3年度事業の振り返りと令和4年度事業計画について協議しました。

今年度においては、SNSの活用セミナー等の部会員事業所の販路開拓に直接寄与できる事業を行う予定としております。部会員の意見や希望を募りながらより実りの多い事業を実施していきたいと考えておりますので、皆様におかれましては部会事業などで「気になっていること」「学んでみたいこと」などありましたら商工会事務局までお知らせください。

また今後は売出し等の事業では地区をわかつたず、盛り上げていきたいと考えておりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

工業部会

工業部会(上岡敏明部会長)は4月11日に幹事会を開催し、令和3年度事業の振り返りと令和4年度事業計画について協議しました。

今年度の事業内容としては、毎年恒例となっております技能講習会(フォークリフト)を10月に、また防災意識の高揚を図るため三原市消防本部等の視察研修を11月にそれぞれ実施することとして、準備を進めております。

幹事会では正副部会長を中心に、部会員の皆様の事業の発展に資する取り組みを計画・実施してまいりますので、部会員の皆様におかれましてはお気づきの点等ございましたらなんでも商工会事務局または工業部会幹事までお気軽にお声かけください。

青年部

青年部(宮本克治部長)は4月15日に通常総会を開催し、令和4年度事業計画等が承認され、事業の実施に向けて準備を進めております。

昨年に引き続き、親子で楽しんでいただけるドライブインシアター事業を予定しており、この他にも3年ぶりとなる商工会員親睦ゴルフ大会や各種研修・親睦事業を企画・実施してまいります。

今年は主張発表大会に出場する年でもあり、発表者だけでなく部員一同日頃の活動を振り返り、より強い想いを持って青年部活動に邁進していきたいと考えています。皆様のご理解あつての青年部事業と考えておりますので、温かいご支援を引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、泥んこバレーは、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、今年度は中止とさせていただきますのでご報告させていただきます。

女性部

女性部(松田純子部長)は4月28日に通常総会を開催し、令和4年度事業計画等について承認され、役員を中心に事業内容の詳細などを協議しながら、実施に向けた準備を進めております。

令和3年度は新型コロナの影響もあつて、ほとんどの事業が実施出来なかったこと、高齢化による部員の減少などがあつたことから、今年度は改めて女性部活動の基盤を整える機会と捉え、事業を実施していきたいと考えております。

様々な面で多様化が進む現代社会の中で、変えるべきは変え、残すべきは残しながら、「楽しい女性部活動」をモットーに事業展開・部員獲得に取り組んで参りますので、皆様の温かいご声援をどうぞよろしくお願いいたします。

新入会員のご紹介

4月25日開催の理事会にて新たに下表の7事業所の新規入会が承認されましたのでご報告いたします。今年度はここまで16件の新規入会申し込みをいただいております。事務局といたしましても皆さまの期待に応えられるよう頑張りますので引き続きご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

事業所名	代表者名	業種	地区
MネットCo	村上 幸治	安全施設工設置	世羅
MRT CONNECT	丸次 秀人	軽貨物運送業	世羅
世羅ぶどう田中	田中 治美	農業	甲山
甲山渡辺銘木店(※)	渡辺 勝利	木材卸売業	世羅
加藤音楽教室	加藤 昇子	音楽教授業	世羅
博多MEN'Sカット店(※)	嶽 成行	理容業	甲山
広島たまご(株)	松本 義治	鶏卵生産業	世羅

(※)は事業承継・個人成等による加入

ひろしま夢ぷらざ2週間イベント出展者募集

毎年恒例となりました広島本通りのアンテナショップひろしま夢ぷらざにて世羅町商工会が主催する2週間イベント『世羅高原フェア』、今年は8月15日(月)から23日(火)までの期間で開催します。

今年はひろしま夢ぷらざの**店舗リニューアル前に開催される最後の2週間イベント**ということもあり、夢ぷらざとしてもいつも以上に力が入るフェアとなります。

つきましては、**出展者募集のご案内を本会報に同封しております**ので、内容をご確認の上、出展を希望される事業者におかれましては6月17日(金)までに**出展希望書**をご提出ください。

また、商工会では今回の2週間イベント販売だけでなく、ひろしま夢ぷらざ店内常設販売やその他の販路開拓に向けた取組についても支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



世羅とくとく商品券取扱店の登録申込締切は5月31日(火)です。

取扱店のご登録は上記締切後も随時受け付けますが、取扱店の一覧を掲載する新聞折込用チラシへの店舗名の掲載ができませんのでご注意ください。事情により期限までにご来会が難しい事業所で店舗名の掲載をご希望の場合は予めお電話等でお知らせください。

☆事業復活支援金の申請期限が延長☆

2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が2018年11月以降の同じ月と比較して30%以上減少した事業者の事業継続を支援する事業復活支援金の申請期限が6月17日(金)まで延長されました。
 まだ申請をされておられない事業者におかれましては今一度、対象要件をご確認ください。

世羅町商工会ならではの経営支援メニューをご活用ください

世羅町商工会では世羅町との連携により経営課題に応じた様々な支援メニューを整備しており、当会会員限定でご利用いただけます。

人材育成助成事業

○研修等受講支援

事業の継続や新たな分野への展開などに必要な知識・技能の習得に向けて、事業主・従業員等が講習を受講したり、資格試験等を受験する場合に費用の2/3を助成します。(年間通算6万円まで)

○後継者育成雇用支援

世羅町在住で45歳未満の事業後継予定者を新たに雇用等した場合に、月額5万円・最大12か月分を助成します。

○専門家派遣

高度・専門的な経営課題の解決のため、商工会で適切な専門家を提案・派遣し、早期の課題解決と事業の発展を支援します。

持続化支援事業

○持続化支援助成金

事前に事業計画を策定し、【従来とは違う売り方・製品の導入による新たな販路の開拓】や【従来とは違う工程を導入することで生産性の向上】に取り組む事業者に対して、取組に要する費用の2/3を助成します。(最大30万円)

○販路拡大支援助成金

事前に事業計画を策定し、【自社製品の新たな販路獲得のため、人口規模の大きい都市部で開催される展示会等へ出展】する事業者に対して、出展に要する費用の1/2を助成します。(県内3万円、県外10万円)

融資・利子補給制度

○マル経融資・利子補給(日本公庫)

商工会が事業者を推薦することで【無担保・無保証人】で利用できる融資制度です。貸付利率は1.21%(R4.5.2現在)で、その内1%分の利子補給が受けられます。

○町預託融資・利子補給(町内の指定金融機関)

世羅町独自の原則【信保付】の融資制度です。貸付利率1.4%(信保付)で、その1.4%分の利子補給が受けられます。

融資限度額はどちらも2000万円返済期間等は制度・資金用途により変わります。また、利子補給を受けるには返済遅延が無い、町税の滞納等が無いなど所定の要件があります。

いずれの制度も所定の審査等がありますので、予め、商工会へご相談ください。

その他のお知らせ

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和4年度に雇用保険料率は上表のとおり、**年度の途中で変更となります**ので、給与計算等の際には十分ご注意ください。

労働保険事務委託事業所の皆様へ

労働保険料の第1期口座振替日は**7月25日(月)**です。
 労働保険料の納入通知書は7月中旬までに封書でお送りしますので、お手元に届きましたらご確認ください。

納期の特例による源泉所得税の納付期限について

納期特例による源泉所得税の納付期限は**7月11日(月)**です。
 納付書が無い場合は取り寄せる必要がありますのでご注意ください。

インボイス制度と登録手続き等説明会について

令和5年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」本制度は多くの皆様に影響することから説明会や相談日を設けて登録申請等の支援を計画しております。オンラインでの受講環境整備にも取り組めますので、多くの皆様のご出席をお待ちしております。

事業承継でお悩みの方へ

広島県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、個別相談会を計画しております。コロナ禍を経て、事業承継を取り巻く環境も変わってきております。地域に事業所を遺すという観点からも皆様のご相談をお待ちしております。

改正育児・介護休業法への対応はお済みですか?

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日~

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

※無期雇用労働者と同様の取り扱い
 (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は
 労使協定の締結により除外可)
 ※育児休業給付についても同様に緩和

令和4年10月1日施行

3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1~)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点で限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に 限り再取得可能	再取得不可

専門家派遣制度もご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。

新任職員のご紹介



事務局 長
内海 京一

4月1日より、事務局長に内海京一、経営指導員(課長)に藤田輝宏の2名が着任しております。

まだまだ不慣れなところがございますが、皆様のお役に立てるよう頑張りますので、前任者同様、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



経営指導員
藤田 輝宏